

出雲市特定非営利活動促進法の施行に関する規則改正の要点

- 申請、届出等手続きがオンラインでできるようになります
 - 内閣府ポータルサイト上のウェブ報告システムで、申請・届出等ができるようになります。
※従来どおり書面での手続きも可能です。
- 住民票の写しの提出が省略できるようになります
 - オンライン化に伴い、これまで住民票の写しの提出を要していた手続き（役員変更届出（変更事由：新任）等）について、「**県内に住所地がある法人役員**」で希望される方は、市が**住民基本台帳ネットワークシステム**を閲覧することで、提出に替えることができるようになります。
※オンライン・書面どちらの手続きでも省略できます。
- 2部提出を要していた書類は1部提出となります
 - オンライン化に伴い、2部提出の書類について1部の提出とします。
- 公表及び縦覧については、内閣府ポータルサイトで行います
 - これまで市のホームページで行ってきた公表及び縦覧について内閣府ポータルサイトで行います。
※従来どおり市民活動支援課執務室での書類縦覧も行います。
- 磁気ディスク等と指定のあった保存方法は「電磁的記録媒体」での保存が可能となります
 - 電磁的方法や電磁的記録について磁気ディスク等で保存していた記録について、電磁的記録媒体での保存が可能となります。